令和3年度における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和3年9月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和3年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

農研機構は、令和3年度における官公需予算総額に占める中小企業・小模事業者(官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が72.2%、金額が124億円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績を上回るよう努め、3%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

農研機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に 即すととともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮 被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏ま えた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を 作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の 実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に 関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限したり、 返品等をすることがないようにするものとする。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年度東日本台風及び令和2年7 月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年度東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対 する配慮

役務及び工事等の発注に当たっては、中小企業者・小規模事業者への新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新 の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。 また、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議

等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメール や郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

さらに、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。

加えて、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

4 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様 書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分りやすい説明に努 めるものとする。

5 官公需に関する相談体制の整備

農研機構本部管理本部総務部会計課などの「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、発注に当たっては、適正な審査項目を設定する。

7 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

8 適正な納期・工期の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係 省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや複数年契約の活用、発注見通 しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定 し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

9 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、 適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用す る。

10 知的財産権の取扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

11 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、中小企業・小規模 事業者の参入が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

12 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

「令和3年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、「中小企業技術革新制度」(SBIR)による特定新技術補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

13 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

農研機構において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、 各地域内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

14 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払(毎月払等)を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法(明治29年法律第89号)第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮に努めるものとする。

15 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ都道府県における最低賃金の改定を反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。 また、入札説明の際には、適切なコストの積上げによる価格での入札を行われる ようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低 入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等に より入札価格の妥当性について確認するものとする。

16 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- (1)契約前において、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な 価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、 年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最 低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- (2) 契約後において、最低賃金額の改定があった場合には契約金額を変更する 必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な 価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低 賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

17 中小建設業者に対する配慮

(1)中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、予算の繰越しや複数年契約、中小工事の早期の発注等を行うなど、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記5に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- (2) 一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- (3) 特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用 の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるもの とする。
- (4) 地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- (5)発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を 図るための措置に関する指針に規定される、公共工事等の実施に必要な工 期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図 るための方策を活用し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとす る。
- 18 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第56条第1項に規定する「事業継続強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

19 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、一般競争契約においては、当該協定を締結していることや管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置 農研機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即す とともに、次のとおり取り組むものとする。
- (1)過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進 役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障が ない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過 去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構が運用する新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト(以下「ここから調達サイト」という。)の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない 等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加 者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号で都道 府県知事が認定した商品(以下「いわゆるトライアル発注認定商品」とい う。)等の受注の機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

農研機構本部管理本部総務部会計課などの職員を「官公需相談窓口」の担当 とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

- (5) 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進 「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得す るよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調 達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。
- 2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、少額の随意契約による場には、見積先に含めるよう努めるものとする。中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努める。

- 第4 第1~第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な 事項
 - 1 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、農研機構内に管理部長等会議の構成員で構成する推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、 実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各管理部 等調達担当課室に対し改善策を指示する。

付 則

(本契約の方針の公表)

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。